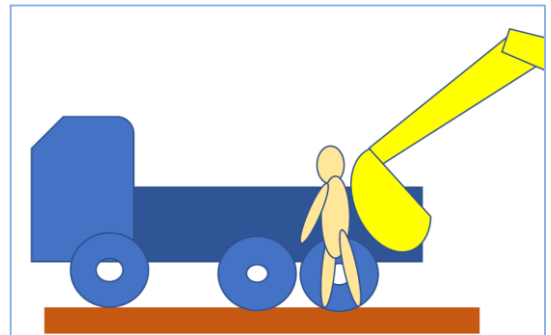


死亡労働災害速報（2021. 5）②

（建災防宮城県支部）

旋回中のドラグ・ショベルのバケットに激突される			
発生年月日	令和3年5月25日 午後4時30分頃		
業種	建築工事業	事業場規模	不明
事故の型	激突され	起因物	建設機械
発生状況	<p>登米市内の食品工場の敷地内で、施設の増設工事のため、掘削工事をしていた際、男性作業員（50歳）が旋回中のドラグ・ショベル（バックホウ）のバケット部分とダンプトラックに挟まれ、出血性ショックで死亡した。</p> <p>被災者はドラグ・ショベルの運転手と2人で土の中の岩や配管を取り除いていたという。（マスコミ報道等より）</p>		
類似災害防止対策	<p>〔現在、関係機関で調査中のため、一般的な類似災害防止策を列挙します。〕 （本事故原因を示したものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械を用いて作業する場合は、安全な作業計画を作成し、関係作業員に周知すること。 2. 車両系建設機械等の操作については、有資格者であることを確認するとともに、操作者に作業の内容、指揮系統、連絡・合図の方法、運行経路、その他労働災害防止に関する事項を確実に通知すること。 3. 車両系建設機械の作業半径内への立入禁止措置は、関係作業員への周知はもとより、当該区域を看板、バリケード、ロープ等により明示すること。 4. 作業の必要性から、車両系建設機械の作業半径内に労働者を立ち入らせて作業を行う場合には、誘導者を置き、一定の合図を定め、運転者はその合図により車両を動かすこと。 5. 打合せ等で、稼働中の車両系建設機械の半径に入る場合やオペレーターの死角に入る場合等は、「グーパー合図」等の決められたルールで安全を確認し、エンジンを停止する等の措置を確認してから作業半径に入らせること。 6. 車両系建設機械等の定期自主検査や作業前点検を確実にすること。 		



事故のイメージ(実際の状況とは異なります。)